

判決要約

No. 299

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

299 -1	特許請求の範囲に記載する「上面を開閉可能に構成」とは、上面開口部を閉じる構成(蓋状の部材)を備えていることが要件であると解すべきであるが、被告物件はその構成を有しないから技術的範囲に属するとはいえないとされた事例	70条2項
1 平14(ワ)5493号(大地21民) 2 平15.1.30(棄却) 3 (株)エクセル 4 (株)静岡産業社,(株)スペック 5 特許2640074号 6 概要:本件は、貸しビデオ屋で多く使用するビデオケースの特許権侵害訴訟である。 特許のビデオケースは「(本体の)上面を開閉可能に構成」されていることが要件になっている。この点、被告物件も上面開口部を有するが、閉じる構成にはなっていない。つまり蓋は付属してない。 そこで原告は、特許の「(本体の)上面を開閉可能に構成」とは開閉可能な構成になっていれば蓋はなくても充分なことから、蓋を取付けられる構造になっている被告物件は特許権を侵害すると主張した。 これに対し、被告らは、特許は上面が閉じた状態になる構成が必須であり、被告物件はそうした構成を備えていないのだから特許権侵害でないとして、原告と全面的に争った。 判旨事項:(特許請求の範囲の解釈):本件発明の「(本体の)上面を開閉可能に構成」するとは、その文言及び特許請求の範囲の全体の記載から、開くことと閉じることの2つの状態のいずれにもすることが可能な構成をケース自体が備えていることを意味する。 さらに、本件明細書の発明の詳細な説明の記載からすると、	本件発明は、ケースの上面を開閉可能に構成するという本件発明の構成を備えることにより、1個のケースを上面が開いた展示用ケースとして用いるとともに、当該ケースの上面開口部を閉じた状態にして、一般家庭で保管する際などにも用いることができるようになるという作用・効果を有するものであると認められる。このような本件発明の解決課題、解決手段、作用・効果からすると、本件発明は、発明の構成として、蓋体等の開閉手段を備えることが必須であるといふべきである。 (被告物件の構成):被告物件は上面開口部を閉じる構成(蓋状の部材)がなく、その構成として開閉手段を有しないから、本件発明の要件を充足しているとはいえない。上面開口部を閉じる構成がない以上、蓋状の部材を取り付けることが可能か否かに関わらず、本件発明の要件を充足していないことには変わりはない。 (結論):よって被告物件は本件発明の技術的範囲に属するとはいえない。 備考:本件訴訟の訴状副本が被告に送達されたのは平成14年7月で、判決言渡しは翌15年1月である。その間7ヵ月というスピード裁判である。被告物件(イ号)の構成の説明について、原告と被告らの間に主張の相違があったが、その相違を敢えて残したこともスピード裁判に寄与したものと思われる。 (特70条)(重要度)☆☆ (牧 哲郎)	
299 -2	「半導体装置」に対する無効審決が維持された	信義則、禁反言、補強的資料、相違の看過
1 平13(行ケ)270号(東高6民) 2 平15.3.27(棄却) 3 三菱電機(株) 4 サンディスク(株) 5 特許2138047号 6 要約:本件特許発明は、A)対向する一対の長辺側側面及び短辺側側面を有し長辺側側面の長さが短辺側側面の長さより長い平面長方形形状の樹脂パッケージと、B)上記樹脂パッケージ内に設けられ、その長辺側側面が上記樹脂パッケージの長辺側側面と、その短辺側側面が上記樹脂パッケージの短辺側側面と対向し、その長辺側側面の長さが短辺側側面の長さより長い長方形形状を有するパッドと、C)上記パッドとほぼ同じ長方形形状を有し、上記パッド上にボンディングされて上記樹脂パッケージに内蔵され、その短辺側に局在して配列された複数の電極を有する半導体素子と、D)上記樹脂パッケージにおいて上記各電極に近接するように配設された複数の内部リード部と、上記樹脂パッケージの長辺側側面とほぼ平行にかつ上記樹脂パッケージの短辺側側面から外方に向かって延びる複数の外部リード部とからなる複数リードと、E)上記樹脂パッケージ内にて上記各電極をそれぞれ上記複数のリードの1つと接続する複数のリードワイヤと、F)上記パッドの長辺側側面から上記樹脂パッケージの長辺側側面まで延在するよう上記樹脂パッケージの短辺側側面と平行に配置され、本装置の組立時、上記パッドをフレームに保持する2対のパッドリードとG)を備えたことを特徴とする半導体装置である。 判示事項:取消事由1(引用発明1の本件発明の樹脂パッ	ケージに相当する樹脂封止範囲の短辺の認定の誤りによる相違点の看過)における原告の主張は、特許権者である原告が、無効審判手続において認めていた事項について、審決取消訴訟においてその主張を自由に変更しこれを争うものであるから、これを簡単に認めると、審決が主引例として用いた公知技術の差し替え等が自由にできない審決取消訴訟の構造からすれば、本来争点とはなり得ないはずのものが、審決取消訴訟における争点となるなど、結果的にみて不必要に審判手続を繰り返さなければならなくなるなどの弊害が生じ得ることも考慮せざるを得ないので、無効審判手続において、特許発明と引用発明との一致点であることを争うことが容易にできたのにこれを争わなかった場合においては、その主張を変更してこれを争うことは信義則に反し許されないとすべき場合もあり得るといふべきである。そのため、この主張はそれ自体、許されるか否か問題である。との指摘をした上で、取消事由1における原告の主張は理由がない。とした。なお、上記指摘についての明確な結論は判決文中では触れられていない。取消事由2(引用発明1の本件発明の半導体素子に相当するペレットの形状の認定の誤りによる相違点の看過)については、審決は本件発明と引用発明1との相違点の認定において、電極の位置のみを明示して記載しているものの、そのペレットの形状については、これを一致点として認定しているわけではなく、相違点1についての判断中で、ペレットの相違点についての判断も示しているのであるから、審決においては原告主張の相違点の看過はない。 (特29条2項)重要度☆☆☆ (曾々木 太郎)	

299 - 3	商品の包装箱に、二段書きの登録商標の上段部と下段部を別々の面に使用したが、社会通念上同一の商標の使用とされた事例	社会通念上同一の商標 不使用取消
------------	--	---------------------

- 1 平14(行ケ)334号(東地13民)
- 2 平15.2.19(棄却)
- 3 (株)タケ
- 4 (株)和漢生薬研究所
- 5 商標登録3199087号
商標：和漢研/麗姿
商品：第3類 化粧品、石鹸類、香料類
- 6 概要：本件商標に対する不使用取消審判の請求棄却審決に対して、原告(請求人)が審決取消訴訟を提起した。

判示事項：(1) 本件使用商標の態様：平成9年4月ないし7月以降、被告が製造し、(訴外)有限会社ちえの輪の販売した化粧品、石鹸、シャンプーには、直方体形状の包装箱が用いられており、この包装箱の一部は別紙記載のとおりである。

正面上部に、ほぼ正方形の枠を白抜きして、更にその内側を黒く枠囲いした内側に、赤色で「麗姿」の手書き風の文字が、「麗」を高い位置に、「姿」を低い位置に配した横書きに顕著に大書され、その下枠の直下に、「LIQUID FOUNDATION」との商品種別を示す小振りの文字が白抜きで横書きされ、正面下部には、枠囲みの「和漢研」の文字と「(株)和漢生薬研究所」の文字が横一列に白抜きで小さく表示され、包装箱の蓋となる上面のほぼ中央に、枠囲みの「和漢研」の文字が白抜きで横書きされていること、包装箱の背面には、定価、成分、製造元等の表示があるが、側面及び底面には特段の表示はないことが認められる。

正面下部の「和漢研(株)和漢生薬研究所」の文字が横一列に表示されている部分は、上記「麗姿」の文字部分からかなり離れている上、文字の大きさ及び位置からしても、ほとんど注意を惹かない態様で表示されているといわざるを得ず、これが「麗姿」等の構成部分と一体となって一つの標章と認識されるような構成部分であると認めることはできない。

「LIQUID FOUNDATION」との文字部分は、「麗姿」の文字を囲む枠線の直下に表示されており、その位置及び表示態様から、「麗姿」の文字部分と一体を成す標章であると認められる。包装箱上面の「和漢研」の文字部分について見るに、当該「和漢研」の文字部分は、「麗姿」の文字部分とは同一平面上に表示されているものではないが、上記包装箱の大きさ及び形状並びに通常予想される店頭での展示態様に照らすと、取引者、需要者は、これを正面上方から見下ろすのが自然であると解されるところ、このような方向から当該包装箱を見

下ろした場合、包装箱上面の「和漢研」の文字部分と、正面上部の「麗姿」の文字部分は、ごく自然に一体に視界に入る位置関係にあるということができ、全体として、一体の標章として認識されるものと認められる。

よって、別紙記載の包装箱中の本件使用商標は、枠囲みによる「麗姿」の文字部分及びその直下の「LIQUID FOUNDATION」の文字部分並びに包装箱上面の枠囲みの「和漢研」の文字部分を構成部分とする一つの商標とすることができる。

(2) 本件使用商標の社会通念上の同一性について：本件商標の上段の「和漢研」と包装箱の上面に表示された「和漢研」、本件商標の下段の「麗姿」と包装箱の正面上部に表示された「麗姿」とは、それぞれ同一の文字からなり、また、相対的に「麗姿」の文字部分が大きく表されている点においても両者は軌を一にするものである。

「LIQUID FOUNDATION」の文字部分は、化粧品の種類である「リキッド(リキッド)ファンデーション」を示す一般名称の表示であることが明らかであるから、出所識別機能のない部分というべきであり、その付加が、社会通念上の商標の同一性を損なうものとはいえない。

そして、本件使用商標中の「麗姿」及び「和漢研」の各文字を囲む方形の枠囲みも、それ自体出所識別機能を果たさないありふれた図形の付加にすぎず、商標の識別性に影響を与えない構成部分の変更にとどまるというべきであり、また、字体の相違等その他の相違部分も、商標の識別性に影響を与えない構成部分の変更にとどまるというべきであるから、本件商標と本件使用商標とは、社会通念上同一と認めるに妨げはないというべきである。

原告主張の取消事由は理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。



(商50条)重要度☆☆
(松井 宏記)

299 - 4	本願発明(表面処理加工を行った金属の乾燥方法、及び表面処理加工を行った金属の乾燥装置)の審決が維持された	実施可能要件、実験成績証明書、光照射による酸素分子の分解
------------	--	------------------------------

- 1 平12(行ケ)500号(東高6民)
- 2 平15.2.27
- 3 (有)光電鍍工業所
- 4 特許庁長官
- 5 特願平4-240941号

6 審決の判断：本願発明の構成要件である「波長380~780nm」の可視光領域の光を照射するだけでは酸素分子を酸素原子に分解することは、発明の詳細な説明の記載、および日常生活における経験則に照らしても推測することはできないにもかかわらず、本願明細書には発明がその目的を達成するために、前記構成要件に加えてどのような要件を採用すべきかについて記載がないから、特許法36条4項に規定する要件を満たしていないと判断した。

審決取消事由：原告は、「波長380~780nm」の可視光領域の光を照射するだけで酸素分子を酸素原子に分解することはできるとし、以下の主張を行った。

(1) 甲5文献の233ないし236頁によれば、準安定励起状態の酸素分子($a^1\Delta_g$, $b^1\Sigma_g^+$)は、日常生活でも普通に存在しており、これらのポテンシャルエネルギー(T_0)をみれば、波長380~780nmのエネルギーで分解できることが分かる、

すなわち、 $T_0=1.626\text{eV}$ のエネルギーは、これを乙第3号証の換算式により波長に換算すれば、約760nmであるから、 $b^1\Sigma_g^+$ ($T_0=1.626\text{eV}$)の酸素分子は、波長380~780nmのエネルギーで分解できる。(2) 本願発明の効果が奏せられることは、証拠として提出する実験結果から明らかである。

裁判所の判断：(1) 甲5文献の記載によると、酸素分子の $a^1\Delta_g$ のものも $b^1\Sigma_g^+$ のものも、その生成のためには特別な方法が用いられるというのであるから、これら特別な方法により生成されるものが日常生活において普通に存在することはあり得ない。(2) 審決取消事由を立証するために提出した実験結果は、第三者機関によってなされたものではなく、客観的な実験条件その他についての証拠もないもの、および酸素分子は波長380~780nmのエネルギーで分解できることを立証するものではない。(3) したがって、本願発明が本願明細書に記載の効果を奏することが事実であるのならば、波長380~780nmの光線を照射しただけではなく、これに他の技術的要件が加わることによって空気中の酸素分子が酸素原子に分解されたからであると理解せざるを得ない。

(特36条4項)重要度☆☆
(川島 利和)

<p>299 -5</p>	<p>原告の不競法に基づく請求に対して、被告は登録商標使用の抗弁をしたが、権利の濫用として認められなかった事案</p>	<p>不競法2条1項1号、登録商標使用の抗弁、権利濫用</p>
<p>1 平13(ワ)2721(東地46民) 2 平15.2.20(認容) 3 サニーヘルス(株) 他1名 4 (株)ホルス 他2名 5 原告標章:「マイクロダイエット」,「MICRODIET」 被告標章:「マイクロシルエット」,「MICRO SILHOUETTE」等 原告商品/被告商品:粉末タイプの超低カロリー栄養食品 被告登録商標:「マイクロシルエット」第30類 登録番号4031480号 6 概要:上記原告標章を使用して原告商品の製造販売をしている原告らが、不正競争防止法2条1項1号等を根拠として、上記被告標章を使用して被告商品を製造販売している被告らに対してその差止、損害賠償を求めた事案。被告らの行為は、不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当するとされた。 判示事項:1.原告標章の周知性及び著名性について:原告らが原告商品に付して使用する原告標章は、原告らの商品等表示として、需要者の間に広く認識されていたものというべきである。 2.原告標章と被告標章の類否について:「マイクロ」が同一である上、相違する「ダイエット」及び「シルエット」の各部分も、全体が5音であること及び語尾が「エット」であることにおいて共通しており、称呼は全体として類似する。原告標章及び被告標章に共通する「マイクロ」からは、「微小」との観念が生じる一方で、「ダイエット」からは、美容、減量、瘦身等の観念を生じ、「シルエット」からは、一般的な「影」という意味のほか、減量、瘦身により得られる美しい体型という観念を生じ得るから、両者は観念が類似する。外観においても、9文字の平凡な字体の片仮名を、横一列に配しおり、外観上の差異はほとんどない。被告標章は、原告標章に類似する。 3.混同の有無について:原告商品と被告商品は、通販商品として、商品名ないし標章が商品の購入を決する際に需要者に与える印象の大きな取引形態である上、商品としての基本的な性質が同一であるほか、その宣伝や販売の手法・形態にも共通するところが少なくなく、取引者や需要者は、両者は非常に近い種類の商品と認識していたと認められる。被告標章を使用した被告商品を販売する行為は、原告商品との「混同を生じさせる行為」に当たる。 4.登録商標使用の抗弁について:現行不正競争防止法においても、商標権の行使と認められる行為であれば、権利濫用に該当するものでない限り、不正競争行為の該当性が否定されるが、商標権の使用として認められる範囲は、登録商標の専用権の範囲である。商標権者が、登録商標を多少変容させて用いることも少なくないことを考慮すれば、登録商標と実質的に同一と評価できる標章については、登録商標の使用の範囲内と認め得るものというべきである。 被告登録商標は、通常の字体の片仮名「マイクロシルエット」を横一列に配した商標であるところ、太ゴシック体あるいはやや変則的なゴシック体の片仮名で、同じく「マイクロシルエット」を横一列に配した被告標章は、いずれも、被告登録商標と実質的に同一であり、被告登録商標の使用権の範囲内にあるものと認められる。これらについては、被告らは、登録商標使用の抗弁を主張し得る。 しかし、「マイクロシルエット」の前に「ニュー」が付加したもので、英文字表記としたものは、被告登録商標と同一ないし実質的に同一の範囲にあるとは認められず、これらについては、登録商標使用の抗弁は認められない。 5.権利濫用の再抗弁について:訴外Aは、原告サニーヘルスに従業員として在職中に、原告商品が好調な売れ行きを示し、原告標章が周知の商品等表示となっていることを認識しながら、これと類似する被告登録商標につき商標登録出願をしたものであり、原告標章の周知性にただ乗りする意図の下に上記商標登録出願をした。被告ホルスは、原告標章が周知の商品等表示となっていることを認識しながら、訴外Aからこれと類似する被告登録商標の商標登録を受ける権利を譲り受けており、同被告は、原告標章が周知の商品等表示となった後に被告登録商標が出願されたことを認識していたか、又は知り得べきものでありながら過失によって知らなかった。 被告ホルスが商標権者として被告登録商標を使用する行為は権利濫用に該当するものであり、原告らの請求に対し、登録商標使用の抗弁を主張することは、権利の濫用に当たるものとして許されない。 以上によれば、被告らが被告標章を使用する行為は、不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当する。 (不競2条1項1・2号)重要度☆☆ (松井 宏記)</p>		
<p>299 -6</p>	<p>他人の会社の設立前に、その会社の商号の候補を知っていたという事情があっても、その商号を自己の商標として商標を出願した行為は、必ずしも商標法第4条1項7号に該当するとはいえず、また、出願時期と同じく業務を開始し、登録後においても継続して商標を使用しているが場合には、商標権の譲渡の申し出があったとしても、使用の意思を否定できないとされた事例</p>	<p>使用の意思 公序良俗 権利濫用</p>
<p>1 平14(行ケ)403号(18民) 2 平15.3.27(棄却) 3 (株)ハレックス 4 稲葉文蔵 5 商標登録3370822号 6 事案は、原告会社が設立前に、他人が会社の商号「HAREX」と類似の商標「はれっくす」につき出願した場合商標法第4条1項7号の規定に該当するかどうか、またそのような事情を背景として、被告が商標の譲渡または使用許諾の交渉を行った場合、商標法第3条第1項柱書きの商標の使用意思を有しているといえるか争われた。 まず、商標法第3条第1項柱書きの該当性であるが、被告の会社は、平成3年3月に設立され、平成4年7月に「気象情報の提供業務」を開始し、平成5年2月22日に出願、平成10年11月に登録が行われ(登録査定平成10年9月1日)、その後にも使用していたのであるから、「自己の業務に係る役務に使用する意思」を有しているとされ、交渉の有無に関係なく、商標法3条1項柱書きの該当を否定された。 次に、商標法第4条1項7号については、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」として、商標自体の性質に着眼していることの対比からすると、商標自体に公序良俗違反のない商標登録出願において同号に該当するのは、出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあるときに限られるというべきであるとされ、本件商標自体は公序良俗違反に当たるものではないところ、本件商標登録出願時(平成5年2月22日)は平成5年4月1日に原告が設立される前のことであって、原告の業務はいまだ開始していないのはもとよりどのように今後発展するか未確定であった等の事情から、本件商標の登録が先願主義の例外とすべきほどの社会的妥当性を著しく欠くものとして、商標法4条1項7号に該当するとはいえないとされた。以上から審判の判断に誤りはないとされた。 ただ、事実関係に照らし、原告において、その登録出願に係る「HALEX」や「ハレックス」などの商標を使用しているとして、これが本件商標権侵害に当たるか否かの判断に際しては、権利濫用あるいは信義則違反などの法理の適用を視野に入れることは十分に考えられてよいとされた。 (商標3条1項柱書き、4条1項7号)重要度☆☆ (加藤 恒久)</p>		

299 -7	特許請求の範囲に記載された「所定の箆打ち角」の用語が不明確であるとした拒絶審決を争った事件	特許請求の範囲の記載、発明の詳細な説明の参酌
	<p>1 平13(行ケ)346号(東高6民)</p> <p>2 平15.3.13(棄却)</p> <p>3 津田駒工業(株)</p> <p>4 特許庁長官</p> <p>5 平成3年特許願237787号</p> <p>6 争点: 特許請求の範囲に用いられた用語が、特許請求の範囲の記載だけでは不明確であるが、発明の詳細な説明には定義されている場合に、平成2年改正特許法36条5項及び6項に規定する要件を満たすか否か。</p> <p>審決の判断: 審決は、請求項1の記載においては、「箆打ち角」をどのようにするかは何ら定まってもいないばかりでなく、「所定の箆打ち角」の角度又は箆の位置ないし箆打ちの状態が当業者に自明のものとして知られるものであるともいえないことから、「所定の箆打ち角」は不明であって、発明の詳細な説明の段落に「所定の箆打ち角」を意味する定義が記載されているとしても、特許請求の範囲には必要な文言が記載されていないから、特許請求の範囲に、「特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみが記載されているもの」とはいえないという判断をした。</p> <p>原告の主張: 特許請求の範囲の記載の技術的意味が、それ自体では不明確であったとしても、発明の詳細な説明の記載された定義を参酌すれば明確になる場合には、出願に係る発明の要旨の確定には何ら支障がないのであるから、上記規定</p>	<p>の要件を満たしているというべきである。このことは最高裁判平成3年3月8日判決(民集45巻3号123頁)や、特許法施行規則第24条様式29備考7,8より特許請求の範囲の記載中の用語の技術的意義が明確でないときは、発明の詳細な説明中の定義を当然に参酌することができることから明らかである。</p> <p>判示事項: 出願人は、本願明細書の特許請求の範囲に、特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項を明確に記載することが容易にできるにもかかわらず、その請求項1は、殊更に不明確あるいは不明瞭な用語を使用し記載されたものであるため、上記規定の要件を満たさないものであり、審決の判断には何ら誤りはない。</p> <p>原告主張の判例に関しては、特許出願に係る発明の新規性あるいは進歩性を判断する場合における、特許出願に係る発明の請求項の要旨の認定について述べた判例であり、平成2年改正特許法36条5項について判断をしたものではないから、本件については、その適用はないと解すべきである。また、原告主張の特許法施行規則は単に用語を特定の意味で使用することはその意味を定義して使用することを規定しているものであり、特許請求の範囲の記載内容を不明確なものにしてよいという趣旨の規定ではない。</p> <p>(旧特36条5・6項) 重要度☆ (山内 康伸)</p>
299 -8	オーディオ情報やビデオ情報を記録した円板状記録担体に関する特許権に基づく不当利得返還請求を棄却した	特許発明の技術的範囲識別信号
	<p>1 平14(ワ)2774号(東地29民)</p> <p>2 平14.3.26(棄却)</p> <p>3 松下電器産業(株)</p> <p>4 東芝イーエムアイ(株)</p> <p>5 特許1780318号</p> <p>6 本件特許発明は、A)オーディオ情報やビデオ情報などの主たる情報が、B)ほぼ同心円状のトラック内に、C)アドレス及び識別信号を付与した情報単位の形態で記録され、D)前記主たる情報の内容表示に必要な情報または主たる情報の頭出しに必要なアドレス情報のうち少なくとも一方をこの円板状記録担体が再生される時の情報トラックの最初の複数の情報単位内に記録し、E)かつ前記識別信号により主たる情報が記録された情報単位か、主たる情報の内容表示に必要な情報または主たる情報の頭出しに必要なアドレス情報が記録された情報単位かを区別するようにしたことを特徴とする円板状記録担体。</p> <p>争点: (1)構成要件Bの充足性、(2)構成要件Cの充足性(A被告製品は「識別信号を付与した」といえるか;イ被告製品は「情報単位の形態で記録され」といえるか)、(3)構成要件Dの充足性、(4)構成要件Eの充足性、(5)損害額</p> <p>判示事項: 構成要件Cの「識別信号を付与した」は、特許請求の範囲の記載からすれば、識別信号は、少なくともその</p>	<p>存否又は内容により、主たる情報が記録された情報単位か、主たる情報の内容表示に必要な情報または主たる情報の頭出しに必要なアドレス情報が記録された情報単位を区別する機能を有することが必要と認められる。原告は、被告製品のうち、TNOが本件発明の「識別信号」に当たる旨主張するが、イ号物件のCIRCエンコード処理後のサブコードシンボルが付加された段階のデータ形態を見ると、サブコードブロック中のQチャンネルのサブコードが、モード1のもの他に、リードイン領域においてはモード2のものが、プログラム記録領域においてはモード2及びモード3のものがそれぞれ割り当てられているが、モード2及びモード3の各サブコードにはTNO情報が存在しないので、モード2又はモード3が読み取られた場合には、TNOの存否又はその内容によっては、当該サブコードブロックを含む情報単位が、主たる情報が記録された情報単位か、主たる情報の内容表示に必要な情報または主たる情報の頭出しに必要なアドレス情報単位かを区別することはできないから、イ号物件のTNOは本件発明の「識別信号」に当たらない。また、ロ号物件のTNOも同様に本件発明の「識別信号」に当たらない。</p> <p>(民703条) 重要度☆ (曾々木 太郎)</p>

From Editors

編集後記

知的財産権に関連した争いが増加し、弁理士の数も増加している現状において、パテント誌はいかにあるべきかは、重要な問題です。弁理士は、明らかにその質が問われる時代になっています。会員が自ら有しているテーマについて論文を書き、パテント誌に発表し、その質のより一層の向上により、会員間の情報交換にご協力いただけたらありがたいと感じました。(Y.O)

早や11月、もみじの最中。次から次と原稿読みし追われ、時間の経過と共にパテント編集作業も終わった。

今月号は、中国特集。思えば、中国と韓国の知的財産について視察旅行をしてから、早や4年……。まさに光陰矢のごとし。

外国特集は、日本にないが外国にある制度(外国の特徴)/日本にあるが外国にない制度(日本の特徴)をクローズアップ

するのが理想であろう。パテント読者は日本のことは良く知っているのだから。(T.S)

11月号は、中国特集を組ませて頂きました。ご多忙の中、執筆などをお引き受け頂きました著者の皆様、ありがとうございます。原稿を拝読させて頂いたりお話を伺う過程で、中国の情勢を一部知ることができ、たいへんに興味を持ちました。パテント誌読者の方々の中にも、中国関連のIP業務を扱ったり、実際に中国でご活躍されている方が多いと思います。研究内容、ご体験をパテント誌にご投稿頂けたら有難く思います。(豊)

パテント編集委員会(と言うより弁理士会の委員会)に初めて参加しました。委員の役割もよく飲み込まず、依頼されたお仕事も充分こなせないまま半年すぎてしまいました。そろそろ締切りなのでがんばらなければと思っていたら、りっぱな原稿ができあがっておりました。委員長や他の委員の方々、それと弁理士会のスタッフの方々に深く感謝します。今回はこの経験を生かしてがんばります。(N.J)